

2019年8月

お客様各位

株式会社 市川自動車教習所

消費税率変更に伴う価格改定のお知らせ

拝啓

日頃より弊社をお引き立て賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご周知のとおり、2019年10月1日より消費税率が10%に引き上げとなります。これに伴い、当教習所では2019年10月1日以降の運転免許取得教習を始め各種教習料金につきましては、新税率の10%を適用させていただきますことをお知らせ致します。

当教習所では教習料金を前受け金としてお預かりしております。その為、増税前の教習料金を既にご入金いただいている教習生の方にも、2019年10月1日以降の教習・検定等のご利用分については、新税率の10%で計算された金額の差額分をご請求させていただきます。詳細につきましては、改めて別紙にてお知らせ致しますので、宜しくお願い致します。

何卒、ご高承の上、今後とも変わらぬご愛顧のほど謹んでお願い申し上げます。また、ご不明点等ございましたら受付までお問合せいただきますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具